

臣の往來、官物・進呈品等の押運の場合に、その經行に隨從してこれを引送するのが本務であつたことを知るべきである。思ふに使臣を引送し、途上驛馬の手當に従事したのでかく名づけられたに相違なく、白鳥博士の引用せられたやうに、元朝祕史にこれを馬夫と譯してゐるのは適當な解釋である。華夷譯語にも同様に馬夫といふ譯を施してゐる。従つて驛傳に關する限り、これは車馬や驛馬の事務を典る驛官として認められる程の位置に在つたものではなく、要するに一介の馬夫たるに過ぎぬ。元典章驛站門站官の目内に、「站官・兀刺赤人等」と兩者を書き別けてあり、經世大典にも前記の如く、至元二年閏五月六日に中書省の劄符を各處の站官に行下して、使臣を引送する時、兀刺赤等は驛站を立てゝゐない處を經行して鋪馬を倒換することを得しむるなかれと定めて居る如きは、兀刺赤を站官と見做してゐなかつた證據と認むべきであらう。元朝祕史（成吉思汗實錄卷十二、六六〇頁）に、「站一坐に二十の兀刺阿臣と做したり、坐ごとに二十づゝの兀刺阿臣と做したり」と見え、その員數の少くなかつたのは、かゝる卑役に従事したものであつたことを知る時に、初めて諒解し得られることである。

さて札木臣・兀刺阿臣の外、隨處の驛站到置かれた站官の名稱については、經世大典站赤門の總序に

其官爲驛令。小者皆設提領。又置脫脫禾孫於都會關要之地。以詰其姦僞。

と見え、元史兵志站赤篇にもこの意味を轉錄して

其官有驛令。有提領。又置脫脫禾孫於關會之地。以司辨詰。

と書いてある。驛令・提領・脫脫禾孫等の官を設置したのが何時からのことであるかは明らかでないが、脫脫禾孫といふ名は既に中統元年から見え、その五月二十一日に、中書省が旨を奉じて縉山・靜邊・望雲の三海青站を立て